

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関連する規制への意見

- ① 氏名: ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ② 性別: 該当なし
- ③ 職業: 該当なし
- ④ 住所: 東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤ 電話番号: 03-5226-8550
- ⑥ 該当項目: <ケ>その他(第 23 条および第 24 条)
- ⑦ 意見:

1. 要旨

合意に至らず、協議不十分なまま届け出られた使用料規程に対する異議申し立ては、現行では、利用者に著しく不利なので、手続きについて再考すべきである。

2. 詳論

弊協議会は、2011 年より、一般社団法人日本音楽著作権協会(以下、「JASRAC」という)と、4 年間にわたって、インタラクティブ配信の使用料規程変更について、折衝を継続してきた。ところが、JASRAC は、利用者代表である弊協議会との合意を経ることなく、2015 年 5 月 28 日に使用料規程の変更を文化庁に届け出た。そこで、弊協議会は、法第 14 条第 3 項に基づく実施禁止期間延長命令及び、法 23 条第 3 項に基づく協議再開命令の手続きを行った。この一連の手続きで判明したのが、利用者が実施禁止期間延長命令等を受けようとする場合、その申立手順が利用者にとって不利な取り扱いとなっていることであった。

まずは、手続きの準備期間であるが、法第 14 条第 1 項では、使用料規程の実施禁止期間は、「文化庁長官が当該届け出を受理した日から起算して 30 日」と定めている。しかし、30 日の中には法第 14 条第 5 項にもとづく「公告」も含まれる為、実際には 14 日程度での提出を求められた。利用者からすると、法第 14 条第 1 項及び第 23 条第 2 項は、管理事業者による届出を文化庁長官が「受理した日から 30 日以内」に申し立てをすれば足りると解釈するのが最も素直な解釈であり、不明な点が残る。したがって、管理事業者の届出を受理した日を起算とした実施禁止期間延長手続きについて、法律の中で明確化すべきである。

次に、手続きのための書面についてであるが、法第 23 条第 4 項は、「文化庁長官は、利用者代表が協議を求めたにもかかわらず指定著作権等管理事業者が当該協議に応じず、または協議が

成立しなかった場合であって、当該利用者代表から申立があったときは、当該指定管理事業者に対し、その協議の開始または再開を命ずることができる。」と規定している。

弊協議会は今回、「利用者代表であることを疎明する資料」の提出を求められた。その際、利用者代表からの協議請求の通知と協議再開命令申立書とで、その都度、利用者代表であることを疎明する書面の提出を別々に求められた。著作権等管理事業法施行規則第 16 条第 2 項、および同項を準用する規則第 22 条は、協議請求の通知と協議再開命令申立書について記載事項を定めている。しかし、法第 23 条第 2 項は「当該利用者区分に係る利用者代表から、第 13 条第 1 項の規定による届出をした使用料規程に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない。」と規定していることから、そもそも指定著作権等管理事業者が、届出前に合意を求めて、協議を行っている時点で、相手は利用者代表としての適格性を認めているのであって、改めて「利用者代表であることを疎明する資料」を提出することは不要である。加えて、著作権等管理事業法施行規則第 21 条が規定する「当該利用区分における当該者の利用者比率及び使用料比率」は、指定著作権等管理事業者でしか全体数を把握できるものではなく、いかに多くの会員を傘下に収める利用者代表であったとしても、会員外の事業者数や使用料額を把握することは困難であるので、この点でも、現行法の定めは、手続きを求める利用者にとって著しく不利な規定といえる。したがって、手続きを再考するべきである。

以上